

規約（会則）の例

※規約（会則）を新たに作成する団体は、活動の実情に合わせてながら、会員同士が協議して作成してください。

規約（会則）は会員同士の約束事です。
会員がお互いによく話し合い、確認して作りましょう。

〇〇〇会 規約

第1条（名称・連絡先）

本会は〇〇〇会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条（目的）

本会は、×××の相互学習を主体として活動し、あわせて会員相互の向上と親睦をはかることを目的とする。

何を「学び」ますか？

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成させるため次の事業を行う。

1. 月〇回の×××の定例（練習）会
2. 目的達成に必要と認めた事業の実施

計画的な活動ですか？

第4条（会員）

本会の会員は、台東区に居住または勤務し、本会の目的に賛同する成人をもって組織する。

会員になれるための条件は？

第5条（役員）

本会の役員は次の通りとする。
会長1名、副会長〇名、会計〇名

団体の意志を表明する代表者はいますか？
その他、役割分担していますか？

第6条（役員を選出）

役員は、総会において選出する。

第7条（役員の任期）

役員の任期は〇年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条（会議）

本会は下記の会議を置く。

1. 総会
2. 役員会

会員一人ひとりが会の運営に関わっていますか？
(自主的・主体的な活動)

第9条（経費）

本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。
会費は月〇百円とする。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年〇月〇日より始まり〇月〇日に終わる。

第11条（規約の発効）

本規約は平成〇〇年〇月〇日より発効する。

会費は活動に見合った金額ですか？
会の運営に必要な経費を会員が平等に負担していますか？

規約が発効されていない(まだ活動していない)団体は登録の対象になりません。